

全国建設工事業国民健康保険組合
理事長 森 大 殿

厚生労働大臣 長 妻 昭

国民健康保険法第108条第1項の規定に基づく是正改善命令について

厚生労働省関東信越厚生局及び東京都が貴組合に対して実施した国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第106条第1項の規定による指導検査の結果、下記3のとおり、事業の管理及び執行が法令及び規約に違反している事実が認められたので、法第108条第1項の規定に基づき、下記4の措置を命ずる。

この命令に対する報告を下記4の(1)から(4)まで並びに(6)から(8)まで及び(10)の全国調査分並びに(9)については平成22年10月29日までに、(5)並びに(6)から(8)まで及び(10)の追加調査分については平成22年12月28日までに、東京都知事を経由して文書により提出されたい。また、(11)については、組合会開催後1箇月以内に、議事録等を添付の上、東京都知事を経由して報告されたい。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てを行うことができる。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日から6箇月以内に提起することができる（処分の日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができる（決定の日から1年を経過した場合を除く。）。

記

1. 法第106条第1項の規定による指導検査日程

平成22年1月25日から28日まで

徳島県支部

平成22年2月9日及び10日並びに3月12日

本部

平成22年3月9日

埼玉県建築支部

2. 指導検査により認定した事実

(1) 徳島県支部並びに同支部西部出張所及び南部出張所（以下「徳島県支部等」という。）について

① 加入時の資格確認

徳島県支部では、全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）への加入手続に際して、業界団体である徳島県造園業協会が発行する業種確認証明書により業種確認を行っていたが、同協会では、加入希望者の業種確認を本人からの申出のみに基づき行い、客観的な資料等に基づく確認を行わずに業種確認証明書を発行していた。

西部出張所及び南部出張所においても、それぞれ業界団体である西部建築業協会及び南部建築業協会が発行する業種確認証明書により業種確認を行っていたが、各協会では、加入希望者の業種確認を本人からの申出のみに基づき行い、客観的な資料等に基づく確認を行わずに業種確認証明書を発行していた。

② 規約に定める業種に従事していない者への資格の適用

徳島県支部等の 24 人の組合員に実際に確認したところ、少なくとも 3 人は加入当初から全国建設工事業国民健康保険組合規約（昭和 45 年 6 月 18 日制定。以下「規約」という。）に定める建設工事業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に定める 28 業種）に従事していなかった。

③ 加入後の資格確認

組合員の資格については、加入後も定期的に確認することが必要であるが、徳島県支部等の役職員を聴取したところ、組合員資格の確認を適切に行っていなかった。

(2) 埼玉県建築支部について

① 加入時の資格確認

埼玉県建築支部では、工事業国保組合への加入手続に際して、業界団体である埼玉県住宅産業協会が発行する業種確認証明書により業種確認を行っていたが、同協会は、加入希望者については、加入希望者の業種確認を本人からの申出のみに基づき行い、客観的な資料等に基づく確認を行わずに業種確認証明書を発行していた。

② 健康保険適用除外承認を受けていない者への資格の適用

法人事業所は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所（以下「適用事業所」という。）に該当するため、適用事業所の従業員が工事業国保組合に加入するためには、同条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認（以下「健康保険適用除外承認」という。）を受ける必要がある。

しかしながら、埼玉県建築支部においては、保険料引落とし口座が法人名義であるにもかかわらず、個人事業所として管理されている事業所や(4)の全国調査に

において提出された業種証明のための証明書類に記載された事業所名が法人名義となっている事業所が確認された。

これらの事業所について、埼玉県建築支部は健康保険適用除外承認の手続を行っているかどうかの確認をしないまま、工事業国保組合の組合員の資格を適用していた。

③ 健康保険の適用のない事業所を偽装した事業所の従業員への資格の適用

埼玉県建築支部においては、複数の個人事業主とその従業員（以下「個人事業主等」という。）の保険料が同一の法人名義の口座から引き落とされており、当該法人の代表者も個人事業主として扱われている事実が確認され、単一の法人事業所であるにもかかわらず、複数の個人事業所に分割して従業員を加入させている疑いのある事業所があることが確認された。

(3) 本部について

① 健康保険適用除外承認を受けていない者への資格の適用

本部の事業所管理台帳等を確認したところ、埼玉県建築支部と同様、他の支部においても、法人事業所であるにもかかわらず、健康保険適用除外承認を受けずに工事業国保組合に従業員を加入させている事業所があることが判明した。

② 健康保険の適用のない事業所を偽装した事業所の従業員への資格の適用

本部が作成する保険料徴収決定内訳書を確認したところ、個人事業主等の保険料が同一の法人名義の口座から引き落とされていた。このような状況から、これらの個人事業主等が、同一の法人事業所に従事している可能性があることが推測されるにもかかわらず、何ら確認をしていなかった。また、本部から組合員に送付することとなっている国民健康保険料納入告知書を、これらの個人事業主等に対しては、組合員には送付せず、支部に送付することで済ませていた。

③ 健康保険及び厚生年金保険の適用を回避するための指導

本部は、健康保険適用除外承認及び厚生年金保険の適用が正しく行われるよう支部を指導すべきであるにもかかわらず、平成9年6月12日に開催された健康保険適用除外連絡会議において、健康保険及び厚生年金保険の適用を免れる方法を支部に指導していた。

④ 資格の不適正な処理に対する工事業国保組合の理事等の認識

平成18年6月26日に開催された第2回組合運営正常化委員会では、北海道東支部（当時）、京都府建築支部及び福岡県支部において、法人事業所の従業員を分割し、個人事業所として加入させている実態について、出席者である工事業国保組合の理事及び組合会議員が意見交換を行っており、資格が不適正であることを認識していた。

(4) 平成22年1月31日現在の組合員を対象にした資格確認調査（以下「全国調査」という。）について

平成22年6月30日付け建設国保第135号によると、調査対象の50,743事業

所のうち回収済みが 49,297 事業所 (97.2%)、未回収が 1,446 事業所 (2.8%) であった。

また、調査の結果、無資格となったのは 7,284 事業所、12,252 組合員であり、家族等も含めた被保険者数は 27,898 人であった。

3. 法第 108 条第 1 項に該当する事実

(1) から (4) までに掲げる事実は、工事業国保組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令等に違反し、又は著しく事業の適正な執行を欠くことを示すものであるとともに、工事業国保組合の役員がその事業の管理又は執行を明らかに怠っていることを示すものである。

- (1) 規約に定める業種に従事していないにもかかわらず、組合員とされていた者が多数確認されたこと
- (2) 健康保険適用除外承認を受けずに工事業国保組合に従業員を加入させている事業所が多数確認されたこと
- (3) 本来健康保険が適用されるべき法人事業所でありながら、健康保険の適用のない個人事業所に見せかけて、工事業国保組合に従業員を加入させている事業所が多数確認されたこと
- (4) (1) から (3) までの事実について、工事業国保組合の役員は、容易に事実の把握及び改善ができたにもかかわらず、その努力を怠り、何ら適正化を図るための取組を講じなかったこと

4. 是正又は改善のため必要な措置

- (1) 規約に定める業種に従事していない者が多数加入していた事実について、この事実が発生するに至った経緯及び関与者などの実態を明らかにすること
- (2) 健康保険適用除外承認を受けずに工事業国保組合の組合員として従業員を加入させている事業所の存在が各支部で判明した事実について、この事実が発生するに至った経緯及び関与者などの実態を明らかにすること
- (3) 本来健康保険が適用されるべき法人事業所でありながら、健康保険の適用のない個人事業所に見せかけて、工事業国保組合に従業員を加入させている事業所が各支部で判明した事実について、この事実が発生するに至った経緯及び関与者などの

実態を明らかにすること

- (4) 全国調査のうち、確認未了分の組合員資格について早急に確認すること
- (5) 平成 16 年 3 月以降に加入していた者であって全国調査の対象とならなかった組合員の資格についても追加調査を実施すること
- (6) 全国調査及び追加調査の結果、①から③までの事実が判明した組合員及びその者と同一世帯の被保険者（以下「組合員等」という。）の被保険者資格については是正を図ること
 - ① 規約に定める業種に従事していないこと
 - ② 健康保険適用除外承認を受けずに加入していたこと
 - ③ 本来健康保険が適用されるべき法人事業所又は常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所であったこと
- (7) (6)の①の組合員等については、市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。）に加入することとなるが、各市町村国保の手続きが円滑に行えるよう、組合員等の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等を記載したリストを、各市町村国保に提供すること。

また、医療給付費等の返還が生じる組合員等にあつては、市町村国保において最大 2 年遡及して療養費の支払いを行うため、資格喪失証明書を交付することとなる日から最大 2 年を遡って、当該組合員等が受けた医療給付費等ごとの金額及び支払年月日等の情報並びに当該医療給付費等に対応する診療報酬明細書の写し等を、当該組合員等又は各市町村国保に提供すること。
- (8) (6)の②及び③の組合員等については、健康保険及び厚生年金保険の適用について、年金事務所に届出を行うよう事業主に対し文書により勧奨するとともに、年金事務所が組合員等の受入処理を効率的に行うことができるよう、組合員が勤務していた事業所名、事業主の氏名、事業所所在地、事業所電話番号、組合員等の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等を記載したリストを、日本年金機構に提供すること。

また、医療給付費等の返還が生じる組合員等にあつては、全国健康保険協会において最大 2 年遡及して療養費の支払いを行うため、日本年金機構に提供する情報とは別に、資格喪失証明書を交付することとなる日から最大 2 年を遡って、当該組合員等が受けた医療給付費等ごとの金額及び支払年月日等の情報並びに当該医療給付費等に対応する診療報酬明細書の写し等を、当該組合員等又は全国健康保険協会に提供すること。
- (9) 今後、被保険者の資格の適用について、同様の事態の再発を防ぐため、加入時及び加入後の定期的な資格確認が確実に行われるよう、資格確認方法の見直し及び

資格確認体制の強化等を含めた再発防止策を講じること。

(10) 全国調査及び追加調査により、(6)の①から③までのいずれかの事実が判明した組合員等について、療養給付費補助金（定率補助、普通調整補助金、特別調整補助金の財政調整分）、出産育児一時金補助金、事務費負担金及び特定健診・保健指導補助金（以下「国庫補助」という。）を受けている場合は、当該組合員等が遡及して工事業国保組合の被保険者の資格を喪失する期間に係る国庫補助の返還が必要となるので、返還のための所要の報告を行うこと。

(11) (1)から(10)までの事項について、速やかに組合会への報告及び組合員への周知を行うこと。

報告等に当たっては、このような事態に至った経緯及び関与者等の実態を含め、本件の顛末をつまびらかに報告すること。

また、報告等を通じて、工事業国保組合の役職員及び組合員に対し、公法人としての役割と責任を再認識させるとともに、組織を挙げて法令遵守に取り組むこと。